

法規 演習1（解説）

ウラ模試1

[No.4] 解説 正答—4 （正答率 75%）

1. 「建築確認」とは建築工事に着工する前に、その建築計画が「建築基準関係規定」に適合しているかどうかの確認を受ける制度であり、「建築基準関係規定」には、建築基準法の他、都市計画法、消防法、駐車場法等の一部の規定が含まれる。「令 9 条」に「建築基準関係規定」について載っており、その「九号」より、「宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項及びこの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものは、「建築基準関係規定」に該当する。」とわかる。よって正しい。
2. 「法 7 条の 6」より、「法 6 条第 1 項第一号、二号の建築物を新築、増築、改築、移転、大規模の修繕 若しくは 大規模の模様替の工事で、避難施設等に関する工事を含むものをする場合、建築主は、原則として、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分を使用してはならない。」とわかる。問題文の建物は、「一号、二号」には該当しないため、検査済証の交付を受ける前であっても、建築物を使用することができる。よって正しい。
3. 「法 6 条の 3」より、「建築主は、申請に係る建築物の計画が特定構造計算基準に適合するかどうか確認審査を要するものであるときは、原則として、知事の構造計算適合性判定を受けなければならない。」とわかる。問題文の「31m 以下の建築物で、許容応力度等計算を行ったもの」は、「法 20 条第二号イに規定する方法」に該当するため構造計算適合性判定の対象となるが、「法 6 条の 3」ただし書きより、当該計画が特定構造計算基準（確認審査が比較的容易にできるものとして政令(令 9 条の 3)で定めるもの(許容応力度等計算)に限る。）に適合するかどうかを、所定の要件を備える建築主事等又は指定確認検査機関の確認検査員が審査する場合は、この限りでない。よって正しい。

4. 「法 90 条の 3」, 「令 147 条の 2 第二号」より, 「病院の用途で 5 階以上の階における床面積の合計が 1,500 m²を超えるもので、新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に、その建物を使用する場合には、安全上等の措置に関する計画を作成し、行政庁に届け出なければならない。」とわかる。ただし「法 7 条の 6」, 「令 13 条の 2」より, 「バルコニーの手すりの塗装の工事は、避難施設等に関する工事に含まれない軽易な工事に該当する。」とわかる。よって, 「安全上の措置等に関する計画の届出」については必要ない。よって誤り。

[No.6] 解説 正答—2 （正答率 56%）

1. 「令 23 条」, 「令 24 条」より, 「小学校における児童用の階段（令 23 条表（一）に該当）で高さが 3m を超えるものには、3m 以内ごとに踊場が必要であり, その踏幅は 1.2m 以上としなければならない。」とわかる。よって正しい。
2. 「法 30 条」に「界壁」について載っており, 「共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏または天井裏まで立ち上げ、さらに遮音性能に関する政令基準に適合するもので、大臣構造のもの又は大臣認定を受けたものとしなければならない。」とわかる。ただし, 「法 30 条 2 項」「令 22 条の 3 第 2 項」「令 114 条」より, 「隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために天井に必要とされる性能を有する場合、当該界壁（準耐火構造であるもの）は、小屋裏又は天井裏に達しないものとする事ができる。」とわかる。問題文は「準耐火構造以外のもの」とあるため誤り。
3. 「法 61 条から法 66 条」に「防火地域・準防火地域」について載っている（「都計法 8 条五号」より、都市計画に定める地域である）。また, 「法 22 条から法 24 条」に「特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域（通称：22 条区域）」について載っており, 問題文の「建築物の立地により異なる防火上の規制が適用される場合」とは、これらの地域、区域であることがわかる。よって正しい。

4. 「法 29 条」に「地階における住宅等の居室」について載っており、「住宅の居室等で地階に設けるものは、政令基準に適合させなければならない。」とわかる。その具体的な「政令基準」については、「令 22 条の 2」にあり、その「一号」にある「イ」、「ロ」、「ハ」のいずれかに該当すればよい。その「イ」に「からぼりその他の空地に面する開口部が設けられていること」という条件があり、これを設けた場合、「ロ」居室内の湿度を調節する設備は設けなくてもよい。よって正しい。

[No.10] 解説 正答—2 (正答率 80%)

1. 「令 129 条の 10 第 3 項第一号ロ」より、「安全装置として、駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に自動的にかごを制止する装置を設けなければならない。」とわかる。よって正しい。
2. 「令 129 条の 13 の 3 第 4 項」より、「非常用エレベーター（所定の特殊な構造又は使用形態のものを除く。）について、昇降路は、2 基以内ごとに、乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲を除き、耐火構造の床及び壁で囲まなければならない。」とわかる。また「3 項第四号」より、「乗降ロビーは、窓若しくは排煙設備又は出入口を除き、耐火構造の床及び壁で囲まなければならない。」とわかる。問題文は「1 基ごと」とあるため誤り。
3. 「令 129 条の 2 の 4 第 2 項」に「飲料水の配管設備の構造」について載っており、「三号」より、「飲料水の配管設備の構造は、当該配管設備から、漏水しないものであり、かつ、溶出する物質によって汚染されないものであることとして、大臣が定めた構造方法を用いるもの又は大臣の認定を受けたものでなければならない。」とわかる。よって正しい。
4. 「法 34 条 2 項」より、「高さ 31m を超える建築物には、政令で定めるものを除き、非常用のエレベーターを設けなくてはならない。」とわかる。「令 129 条の 13 の 2」に「非常用エレベーター設置の緩和措置」について載っており、「二号」より「高さ 31m を超える部分の各階の床面積の合計が 500 m²以下である場合は設置不要。」とわかる。よって正しい。

[No.14] 解説 正答—3 (正答率 80%)

1. 「別表 1」より「旅館」は、(イ)欄(二)項用途とわかる。「法 27 条」に「耐火建築物等としなければならない特殊建築物」について載っており、その「第一号」より、(イ)欄(二)項用途の建物の場合、階数が 3 で延べ面積が 200 m²未満のものうち、政令（令 110 条の 4）で定める用途で、政令（令 110 条の 5）で定める技術的基準に従って警報設備を設けたものは適用除外となる。」とわかる。問題文の建築物は、「令 110 条の 4」「令 110 条の 5」いずれにも該当するため、特定主要構造部を耐火構造とする必要はない。よって正しい。
2. 「法 2 条第九号」、「令 108 条の 2」より、「不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後 20 分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない不燃性能が要求される。」とわかる。また、「令 1 条第五号」、「令 108 条の 2」より、準不燃材料にも同様に、加熱開始後 10 分間、所定の不燃性能が要求される。よって正しい。
3. 「法 2 条第七号」より、「耐火構造の耐火性能は、通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能（加熱終了後も倒壊を防止）」とわかる。一方、「法 2 条第七号の二」より、「準耐火構造の準耐火性能は、通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能」とわかる。問題文の「準耐火構造」については「加熱終了後」当該性能は求められていない。よって誤り。
4. 「法 2 条第八号」、「令 108 条第一号」より、「耐力壁である外壁（防火性能）には、建築物の周囲において発生する通常の火災による加熱が加えられた場合に加熱開始後 30 分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることが求められている。」とわかる。また、「法 23 条」、「令 109 条の 10」より、耐力壁である外壁（準防火性能）にも同様に、加熱開始後 20 分間、所定の性能が要求される。よって正しい。